

大 阪 府

新たな維持管理手法に挑戦

大阪版PPP改革ストリートファニチャー事業  
 「企業との協働歩道橋リフレッシュ事業」

はじめに

大阪府では、大阪府行財政計画（案）にも示しているPPP改革について幅広く検討を進めている。今回、時代に即した新たな公益の実現をめざし、行政と民間が多様な形で連携していくPPP事業の一環として発案した、全国初の試み「企業との協働歩道橋リフレッシュ事業」の試行実施について報告する。

「歩道橋リフレッシュ事業」とは、府が管理する歩道橋の維持管理において、企業に歩道橋の塗替え等を行って頂く代わりに、民間施設などへの道先案内を標示することにより、交通流の円滑化を図ることを目的とした企業との協働事業である。

背景

大阪府においては、長引く景気低迷等の影響による財政再建団体転落の危機を回避するため、行財政計画（案）等に基づく財政再建に向けた取組を行っている。このような中、維持管理にかかる予算については、将来必要となる膨大な施設更新費を確保することが非常に困難な状況にあると考えられるため、良好な施設を次世代に継承するためにも、限られた資源の下で、選択と集中、創意工夫や創造性を最大限に発揮しながら効果的、効率的な維持管理を実施することが求められている。

歩道橋の現状等

大阪府の管理する歩道橋は、315橋あり全体の約6割が大阪万国博覧会時期（高度成長期）に架設されており、老朽化する歩道橋が増加傾向にある。しかし、財政難の折、歩道橋の塗替え等の補修につい

ては、限られた予算の範囲内で、利用状況や劣化度合い等を考慮して順次、塗替えているが年間概ね5橋程度しか実施できない状況にある。

歩道橋リフレッシュ事業の検討

本事業は、「次世代に良好な施設を継承したい」「より多くの府民ニーズに応えていきたい」との維持管理に携る職員の熱い思いから、走行中の車からよく見える場所という要素に着目し、「歩道橋の橋桁側面部に企業の広告を載せる代わりに、企業に塗替え等をしてもらえないか」というアイデアが発案された。

しかし、このアイデアを検討していく中で、歩道橋は広告掲載の禁止施設となっている屋外広告物条例や道路交通法といった法令等様々な課題を解決する必要が判明した。

課題を解決するために種々の検討をした結果、まず、屋外広告物条例については、「道先案内図など公共上やむを得ないもので、公共団体などが標示・設置するものは適用除外」という条項に着目し、建築都市部（屋外広告物条例所管部）と協議を重ねた結果、ドライバーへの交通誘導が十分でなく、交通渋滞が発生又は発生する可能性が高い場所で、渋滞緩和など交通の円滑化を図ることを目的として、大規模商業施設や公共交通機関等多数の人々が利用する施設などへの案内誘導のためという要件のもとで、道先案内標示の掲載が可能となった。

また、道路交通法については、「信号機や標識を妨げるような物件は設置できない」という条項があるが、塗装により道先案内標示を行い、色彩やデザイン等について、信号機や標識などの妨げにならないよう交通の安全に配慮し、実施においては個別案

■ 試行実施のフロー

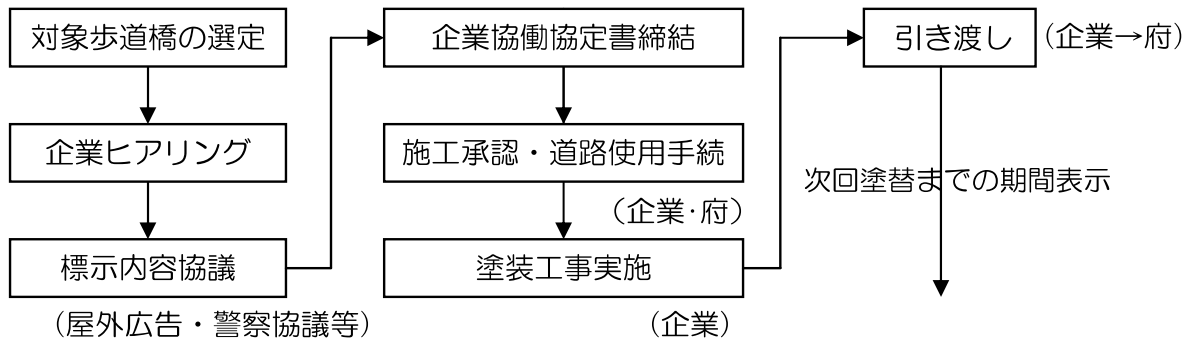


図-1 (スキーム図)

件毎に府警察と協議を行うとのことで府警察と協議を重ねた結果、了解を得ることができた。

以上のような検討結果、関係機関との協議を踏まえ、「企業協働による歩道橋リフレッシュ事業実施指針(案)」(大阪府土木部)を平成17年4月に策定した。

4. 信号機や標識などの妨げにならないもの。
5. 企業の負担(施工)で歩道橋の塗り替えと道先案内の標示を行う。
6. 標示する期間は塗り替えサイクル内(概ね約10年)とすること。

「企業協働により歩道橋リフレッシュ事業実施指針(案)について

● 概要

屋外広告物条例の範囲内で、歩道橋の側面に企業の道先案内を標示し、企業に塗替え等費用を負担してもらうスキーム(図-1)。平成17年度は試行実施。

● 基本的な考え方

1. 塗り替え等が必要な歩道橋(撤去予定は除く)を対象
2. 道先案内で公共性のあるもの。
3. 表示内容は、渋滞緩和・事故防止など交通の円滑化など公共目的があること。

歩道橋リフレッシュ事業の試行実施

今回、試行実施に向けて、問い合わせ等の中から交通誘導、渋滞緩和など公共性が高いものについて、ヒアリングした結果、下記の2社1病院と協働することとなった。今後、企業と協定を締結した後、順次着手する予定としている。

● イオン(株)の場合 大阪中央環状線 門真市 門真北歩道橋(写真-1)

本事業について、イオン(株)から照会があった。審査の結果、都市再生緊急整備地域である守口大日地域に建設される大規模店舗であり、立地に伴い渋滞



写真-1 (イメージ)





大阪臨海線 小松緑道橋  
(泉大津市小松町)

写真-2 (イメージ)



国道 479 号 梅園歩道橋 (守口市梅園町)



写真-3 (イメージ)

が予想されると判断し決定した。

●阪九フェリー(株)の場合 大阪臨海線 泉大津市 小松緑歩道橋 (写真-2)

かねてから阪九フェリー(株)へ「府道からフェリー乗り場へ曲がる交差点が分からない」と利用者から多数の間合せがあり、大阪府に対し、府道への道先案内表示について設置要望があった。今回、本事業について、阪九フェリー(株)から照会があり、審査した結果、公共施設への適切な交通誘導を行い、事故等を回避する観点から決定した。

●関西医大の場合 国道479号 守口市 梅園歩道橋 (写真-3)

関西医大に近接する歩道橋の錆が著しく地元から塗り替え要望があった。そこで、関西医大に本事業を説明したところ地域への社会貢献の一環として協働する旨の回答が得られた。今回、地域防災計画の

災害拠点病院であることや重篤者を搬送する第三次救急病院であることから公共施設の道先案内として標示することとした。

おわりに

今回、府警察本部、建築都市部をはじめ関係各位のご理解、ご協力のもと、全国初の試みとして試行実施する運びとなった。今後は、試行実施を踏まえて、個々の協働企業の協力のもと、本事業について施設利用者などへのアンケート調査等を行うなど府民の反応等を見極めつつ、本格実施を検討していきたいと考えている。

また、今後とも民間との協働といった「工夫」次第でコスト削減と公共サービスの向上を図る等、より柔軟な発想でさまざまなPPP改革につなげていきたい。